

埼玉県屋外広告業登録「新規」申請ガイド【法人事業者用】

屋外広告業登録の受付は郵送または電子申請で行っております。下表を参考に書類を記入・作成の上、提出してください。(窓口持参の場合は、県ホームページ参照→ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/touroku-annai.html#madoguchishinnsei> 右記 QR コード)



	郵送の場合	電子申請の場合
申請方法	<p>申請書と添付書類を下記へ送付。 〒330-9301 (住所の記載は不要) 埼玉県都市計画課 総務・企画・景観・屋外 広告物担当 電話：048(830)5528</p>	<p>埼玉県電子申請・届出サービスの「屋外 広告業登録申請」の申請様式から申請。 (https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=50314 右記 QR コード)</p> 
申請書	<p>屋外広告業登録申請書 (様式第 12 号) 県ホームページ「屋外広告業登録制度に関するご案内」の「2 屋外広告業の登録申請手続」からダウンロード可。副本の提出は不要。記入例はこのガイドの3ページ以降を参照。</p>	<p>埼玉県電子申請・届出サービスの入力 フォームに直接入力。</p>
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 誓約書 (様式第 12 号の 2) 2. 法人の登記事項証明書 (コピー可・「履歴事項全部証明書」が一般的) 3. 業務主任者の資格を証明する書類 (屋外広告士の登録証、屋外広告物講習会の修了者証等のコピー) 4. 業務主任者の住民票 (コピー可・マイナンバーの記載がないもの) ※「2」と「4」は交付後3ヶ月以内のもの 	<p>同左</p> <p>各書類の PDF ファイルを作成し、電子申請・届出サービスの添付書類欄にアップロード。 ※電子申請で添付できるファイルの容量は100MB以下。添付書類が100MB超の場合は郵送でのみ申請可能。</p>
手数料 10,000 円	<p>以下のいずれかの方法で支払。</p> <p><u>(1)電子収納</u> ・埼玉県電子申請・届出サービスの「屋外広告業登録申請 (郵送・紙申請専用)」の申請様式から申請・電子収納。 (https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=60199 右記 QR コード)</p>  <p>・申込フォームに必要事項を入力し、ページまたはクレジットカードにより手数料支払。</p> <p><u>(2)窓口でのキャッシュレス決済 (クレジットカード、電子マネー等)</u> (https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/kyassuresu.html?from=hptop 右記QRコード)</p>  <p>・「電子納付」で納付できない場合は、埼玉県庁に在所し、窓口でのキャッシュレス決済 (利用できる決済ブランドは上記 HP で確認) により納付。 ※窓口にお越しになる場合は担当者不在の日もございますので事前にご連絡ください。</p>	<p>ペイジーまたはクレジットカードにより支払。 ※ペイジーで支払う際に必要な納付番号等は、電子申請受付時に付与。</p>

その他の注意事項

ア 個人事業者として屋外広告業登録済みの場合は

- ・個人事業者として屋外広告業登録済みの方が、今後は法人事業者として営業・登録する場合は、登録済みの個人事業者について廃業の手続きが必要です。
- ・以前に交付された「屋外広告業登録通知書」を添えて「屋外広告業廃業等届出書(様式第15号)」を提出してください。

イ さいたま市、川越市、川口市、越谷市内でも屋外広告業を営む場合は

- ・埼玉県屋外広告業登録を受けていて、さいたま市、川越市、川口市、越谷市内で屋外広告業を営む場合は、県とは別にそれぞれの市の屋外広告業登録を受ける必要があります。
- ・ただし、埼玉県の登録を受けていることをそれぞれの市に届出することにより、登録を受けたものとみなす特例制度を各市で設けております。この特例制度を利用した各市への届出に関する手数料はかかりません。
- ・特例制度による届出は、屋外広告業を営む市へ各市所定の様式により行ってください。
- ・また、その後に変更事項が生じた場合は、埼玉県のほか、各市にも変更の届出を行ってください。
- ・詳しくは、各市の担当までお問い合わせください。

【さいたま市】 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
都市計画課まちなみ・景観係
電話 048-829-1409(直通)
FAX 048-829-1979
<http://www.city.saitama.jp/005/003/005/p030729.html>



【川越市】 〒350-8601 川越市元町1-3-1
都市景観課都市景観担当
電話 049-224-5961(直通)
FAX 049-225-9800
http://www.city.kawagoe.saitama.jp/shisei/toshi_machizukuri/machizukuri/toshikeikan/okugaikokokubutsu/torokuseido_gaiyo.html



【川口市】 〒334-0011 川口市三ツ和1-14-3 (鳩ヶ谷庁舎5階)
都市計画課計画推進係
電話 048-242-6333(直通)
FAX 048-285-2003
<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01130/020/1/20440.html>



【越谷市】 〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1
都市計画課
電話 048-963-9221(直通)
FAX 048-965-0948
https://www.city.koshigaya.saitama.jp/smph/kurashi_shisei/kurashi/sumai/keikan/okugai.html



①法人事業者「新規」登録申請書の記入例

様式第12号（第14条の2関係）

（第一面）

（宛先）

埼玉県知事

年 月 日

申請日（郵送の場合
は発送日）を
記入してください。

住所 さいたま市浦和区高砂3-15-1

氏名 株式会社埼玉田園都市広告社

代表取締役 埼玉太郎

担当者名（埼玉二郎）

電話番号（048-830-※※※※）

屋外広告業登録申請書

屋外広告業の登録を受けたいので、埼玉県屋外広告物条例第23条の2第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規	※登録番号	埼玉（ ）第 号
	更新	※登録年月日	記入の必要はありません。 年 月 日
		※登録有効期間	
フリガナ 氏名 及び生年月日		株式会社 <small>サイタマデンエンシティ ショウコウシャ</small> 埼玉田園都市広告社	必ずフリガナ（特に代表者名）も記入してください。
法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日		代表取締役 <small>サイタマ タロウ</small> 埼玉 太郎	
		生年月日 法人・個人の別 <u>1 法人</u> 2 個人	
住所		郵便番号（336-0063） 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	
法人にあつては主たる事務所の所在地		電話番号（048）830-※※※※	
主たる業務の内容			

氏名・住所は登記事項証明書に記載された内容を記入してください。

記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄				手数料

(第二面)

1 埼玉県内の区域内 (指定都市及び中核市の区域を除く。) において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所のフリガナ名称	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号
	<small>サイタマデンエントツ</small> (株)埼玉田園都市 <small>コウゴクシヤ</small> 広告社	〒336-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1		048-830- ※※※※
2 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称	所属営業所名	業務主任者 <small>フリガナ</small> の氏名	資格名及び交付番号等	摘要
	<small>サイタマデンエントツ</small> (株)埼玉田園都市 <small>コウゴクシヤ</small> 広告社	<small>サイタマサブロウ</small> 埼玉三郎	屋外広告士第〇〇号	
3 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。)の職名及び氏名	職名	<small>フリガナ</small> 氏名		
	代表取締役	<small>サイタマタロウ</small> 埼玉太郎		
	取締役	<small>サイタマジロウ</small> 埼玉二郎		
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所	<small>フリガナ</small> 氏名及び生年月日 [法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日]	記入の必要はありません。 生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
	住所	郵便番号 (-)		
	[法人にあつては主たる事務所の所在地]	電話番号 () -		

埼玉県内への営業の拠点となる事務所を記入してください。その事務所の所在地については、県内外を問いません。本社以外に事務所がない場合は本社を、複数の事務所がある場合は埼玉県内を担当している事務所を全て記入してください。

業務主任者となるには、屋外広告士の資格や屋外広告物講習会の修了等の一定の要件を必要とします。

登記事項証明書に記載のある代表取締役を含む全ての役員(社外取締役を含む。ただし監査役を除く。)を記入してください。この欄に収まらない場合には、別紙添付可。

(第三面)

5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名		フリ 氏	カナ 名
	記入の必要はありません。			
6 他の地方公共団体における登録	登録を受けた地方公共団体名	登録・特例届出の別	登録(届出)年月日	登録(届出)番号
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
団体に所属していない場合は記入不要です。 ↓				
7 所属する屋外広告業の事業者団体	〇〇県屋外広告業協同組合			

- 注 1 ※印のある欄には新規登録の場合、記入しないこと。
- 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
- 3 「登録・届出の別」について記入する場合には、該当するものを○で囲むこと。
- 4 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 6 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別及び交付番号等を記入すること。
- 7 「埼玉県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄には、埼玉県の区域内で屋外広告業を行う営業所を全て記入すること。
- 8 「※登録有効期間」、「申請者の生年月日」、「主たる業務の内容」及び「他の地方公共団体における登録」欄の全部又は一部の記入は省略することができる。